伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

（制定）平成21･03･02財製第3号
平成２１年４月１日
（改正）平成22･02･17財製第2号
平成２２年４月１日
（改正）平成23･03･02財製第5号
平成２３年４月１日
（改正）20130430財 情 第 8号
平成２５年５月１５日
（改正）20140311財 情 第 6号
平成２６年３月１９日
（改正）20150305財 情 第 2号
平成２７年４月９日
（改正）20160316財 情 第 5号
平成２８年４月１日
（改正）20170307財 製 第 2号
平成２９年４月３日
（改正）20200203財 製 第 3号
令和２年４月１日
（改正）20210202財 製 第 5号
令和３年３月２６日
（改正）20220309財 製 第 6号
令和４年３月２２日
（改正）20240219財製第1001号
令和６年２月２７日
（改正）20240607財 製 第 2号
令和６年６月２１日
（改正）20241015財 商 第 1号
令和６年１０月２１日
（改正）20241213財 商 第 1号
令和６年１２月１９日
（改正）2025xxxx財 商 第 x号
年　　月　　日

経　済　産　業　省

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

目　　次

（目次）・・１

本文　・・２

別紙　　暴力団排除に関する誓約事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

別表第１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

別表第２　　伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費・・・・・・・・・・・・・１４

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則・・・・・・・・・・・・・・・・５３

（様式）
様式第　１　交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
様式第　２　交付決定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
様式第　３　補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書・・・・・・・・・・・・・３４
様式第　４　補助事業の内容（経費の配分）の変更承認について・・・・・・・・・・・・３６
様式第　５　補助事業中止（廃止）承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
様式第　６　補助事業遅延等報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
様式第　７　補助事業遂行状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
様式第　８　補助事業実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
様式第　８―１　概算払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
様式第　８－２　精算払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
様式第　９　取得財産等管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
様式第１０　取得財産等管理明細表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
様式第１１　取得財産の処分承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
様式第１２　消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書・・・・・・・・・・・・５０
様式第１３　実施効果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
様式第１４　産業財産権等取得等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

（通　則）

第１条　伝統的工芸品産業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（定　義）

第２条　補助金における「組合等」及び「団体等」とは、次の各号に定めるところによる。

（１）「組合等」とは、特定製造協同組合等、販売事業者、販売協同組合等、製造事業者、製造協同組合等、連携製造事業者及び連携製造協同組合等をいう。

①　「特定製造協同組合等」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和４９年法律第５７号。以下「伝産法」という。）第４条第１項に定める特定製造協同組合等をいう。

②　「販売事業者」及び「販売協同組合等」とは、伝産法第７条第１項に定める販売事業者及び販売協同組合等をいう。

③　「製造事業者」とは、伝産法第４条第１項に定める製造事業者をいう。ただし、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に定める中小企業者に限る。

④　「製造協同組合等」とは伝産法第４条第１項に定める製造協同組合等をいう。ただし、特定製造協同組合等を除く。

⑤　「連携製造事業者」及び「連携製造協同組合等」とは、伝産法第１１条第１項に定める連携製造事業者及び連携製造協同組合等をいう。

（２）「団体等」とは、第４条第１項第５号に掲げる「支援計画に基づく事業」（伝産法第１３条第１項に定める支援事業又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（平成１３・０５・１０製第３号。以下「大臣通達」という。）第１１項に定める産地支援事業）を実施する者をいう。

２　補助金における「協会」とは、伝産法第２３条に定める、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般財団法人をいう。

（交付の目的）

第３条　補助金は、伝産法の規定に基づく各種計画の認定を受けた組合等及び団体等が行う事業及び災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第１項第１号から第４号のいずれかに該当し、別表第１に記載された災害救助法の適用を受けた災害（以下「災救法適用災害」という。）により被災した特定製造協同組合等及び製造事業者又はそのグループ並びに製造協同組合等（以下「被災製造事業者等」という。）が行う伝統的工芸品生産設備等の復旧を目的とした事業並びに伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業、並び

に協会が被災事業者等に対して行う産地指導事業に対し当該経費の一部を補助することにより、伝統的工芸品（伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料を含む。以下同じ。）産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　補助金は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、第６号③に定める産地指導事業においては経済産業大臣が、それ以外の事業においては所轄の経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長」という。）が、それぞれ必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（１）　振興計画に基づく事業

特定製造協同組合等が実施する伝産法第４条第１項に定める振興計画又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（平成１３・０５・１０製第３号。以下「大臣通達」という。）第８項に定める産地振興事業計画に基づく事業であって、後継者の確保・育成及び後継者従事者創出育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発を行う事業

（２）　共同振興計画に基づく事業

特定製造協同組合等が販売事業者又は販売協同組合等と共同で実施する伝産法第７条第１項に定める共同振興計画若しくは大臣通達第９項に定める産地共同振興事業計画に基づく事業であって、共同需要開拓及び新商品共同開発を行う事業

（３）　活性化計画に基づく事業

製造事業者又は製造協同組合等が実施する伝産法第９条第１項に定める活性化計画若しくは大臣通達第１０項に定める産地活性化事業計画に基づく事業であって、従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

（４）　連携活性化計画に基づく事業

製造事業者、製造協同組合等又は特定製造協同組合等が連携製造事業者又は連携製造協同組合等とともに実施する伝産法第１１条第１項に定める連携活性化計画若しくは大臣通達第１０項の２に定める連携産地活性化事業計画に基づく事業であって、連携して従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料についての共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

（５）　支援計画に基づく事業

伝産法第１３条第１項に定める支援計画又は大臣通達第１１項に定める産地支援事業計

画に基づく事業であって、従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行う事業

（６）災害復興事業

①生産設備等整備事業

被災製造事業者等が行う伝統的工芸品生産設備等の復旧を目的とした事業

②原材料確保・試作品製作事業

被災製造事業者等が行う伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業

③産地指導事業

被災製造事業者等に対して協会が行う、被災製造事業者等が抱える課題の把握と、課題克服のための総合的な支援を目的とした事業

２　補助対象経費の区分及び補助率は、別表第２のとおりとする。

（細則への委任）

第５条　前条第１項第６号③に定める産地指導事業の交付に関し必要な事項は、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則で定める。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、原則として毎年度所轄経済産業局長が別に定める期日までに様式第１による申請書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

なお、別表第１に定める災救法適用災害かつ災害救助法で定める災害発生日以降で交付決定の前に行われた特定製造協同組合等並びにその構成員、又は製造事業者が行う災害の復旧等に要する経費についても補助金の交付の申請を行う場合は、対象の経費及び金額等を様式第１に記載の上、提出すること。

２　補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第７条　組合等及び団体等は、前条第１項の規定に基づく交付の申請、第１０条の規定に基づく申請の取下げ、第１１条第１項の規定に基づく計画変更の申請、第１２条の規定に基づく補助

事業の中止又は廃止の申請、第１５条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第１６条の規定に基づく遂行状況報告、第１７条に基づく実績報告、第１９条第２項の規定に基づく支払請求、第２２条第３項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第２３条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第２４条第１項の規定に基づく実施効果の報告又は第２５条の規定に基づく産業財産権等に関する届出（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第８条　所轄経済産業局長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１１条第１項の規定に基づく承認、第１２条の規定に基づく承認、第１５条の規定に基づく指示、第１６条の規定に基づく要求、第１８条第１項の規定に基づく通知、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令（第２０条第４項及び第２３条第３項の規定において準用する場合を含む。）、第２０条第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令、第２１条第４項の規定に基づく納付命令（第２２条第４項の規定において準用する場合を含む。）、第２２条第３項の規定に基づく承認、又は第２３条第２項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第９条　所轄経済産業局長は、第６条第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、様式第２による補助金交付決定通知書により組合等及び団体等に送付するものとする。

２　第６条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　所轄経済産業局長は、第１項による交付の決定に当たっては、第６条第２項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

４　所轄経済産業局長は、第６条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

５　所轄経済産業局長は、別表第１に定める災救法適用災害に限り、災害救助法で定める災害発生日以降で交付決定の前に行われた特定製造協同組合等並びにその構成員、又は製造事業者が行う災害の復旧等に要する経費についても、所轄経済産業局において証拠書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

６　所轄経済産業局長は、第１項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第１０条　組合等及び団体等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から２０日以内にその旨を記載した書面を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第１１条　組合等及び団体等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

２　所轄経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第１２条　組合等及び団体等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第５による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第１３条　組合等及び団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　組合等及び団体等は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

３　組合等及び団体等は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４　組合等及び団体等は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５　所轄経済産業局長は、組合等及び団体等が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、組合等及び団体等は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　前５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、組合等及び団体等は、必要な措置を講じるものとする。

７　補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約等に係る一切の支払は現金によりこれを行ってはならない。だたし、現金による支払以外の方法によることが困難又は不適当である場合は、この限りではない。

８　前項ただし書の規定に基づき現金による支払を行う場合には、その支払の内容について、理由を付して所轄経済産業局長に届け出なければならない。

（債権譲渡の禁止）

第１４条　組合等及び団体等は、第９条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　所轄経済産業局長が第１８条第１項の規定に基づく確定を行った後、組合等及び団体等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、組合等及び団体等が所轄経済産業局長に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、所轄経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、組合等及び団体等又は債権を譲り受けた者が所轄経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは、民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）所轄経済産業局長は、組合等及び団体等による債権譲渡後も、組合等及び団体等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら組合等及び団体等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて組合等及び団体等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、所轄経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、所轄経済産業局長が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第１５条　組合等及び団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第６による報告書を所轄経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告書）

第１６条　組合等及び団体等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、所轄経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第７による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１７条　組合等及び団体等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から起算して３０日以内又はその翌年度の４月１０日のいずれか、早い日までに様式第８による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度４月３０日までに前項に準ずる報告書を提出しなければならない。

３　組合等及び団体等は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１８条　所轄経済産業局長は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該組合等及び団体等に通知するものとする。

２　所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１９条　補助金は前条第一項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　組合等及び団体等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第８－１による概算払請求書を、精算払を受けようとするときは、様式第８－２による精算払請求書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第２０条　所轄経済産業局長は、第１２条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第９条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）組合等及び団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく所轄経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合。

（２）組合等及び団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

（３）組合等及び団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

（５）組合等及び団体等が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

２　所轄経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　所轄経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還については、第１８条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第２１条　組合等及び団体等は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　組合等及び団体等は、取得財産等について、様式第９による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　組合等及び団体等は、当該年度に取得財産等があるときは、第１７条第１項に定める報告書に様式第１０による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４　所轄経済産業局長は、組合等及び団体等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２２条　取得財産等のうち、適正化法施行令第１３条第４号及び第５号の規定に基づき経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

３　組合等及び団体等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１１により所轄経済産業局長の承認を受けなければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第２３条　組合等及び団体等は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第１２により速やかに所轄経済産業局長に報告しなければならない。

２　所轄経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　第１８条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（実施効果の報告）

第２４条　組合等及び団体等は、原則として補助事業の完了した日の属する年度及び翌年度以降５年間、毎年度終了後３０日以内に本補助事業の実施効果について、様式第１３による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。ただし、第４条第１項第６号に定める災害復興事業については、この限りでない。

２ 補助事業者は、前項の規定にかかわらず所管経済産業局長から求められた場合には、本事業の実施状況を報告しなければならない。

３　第１項の組合等及び団体等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

４ 所管経済産業局長は、第１項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第６条第１項の交付の申請の際において想定される事業効果等と比べ十分ではないと認めるときは、その改善のため指導・助言を行うことができる。

（産業財産権等に関する届出）

第２５条　組合等及び団体等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定し

た場合には、様式第１４による報告書にその旨を記載し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

（帳簿等の整備）

第２６条　組合等及び団体等は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　組合等及び団体等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、所轄経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第２７条　組合等及び団体等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　組合等及び団体等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。組合等及び団体等又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も組合等及び団体等による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２８条　組合等及び団体等は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附　則

この要綱は、令和７年度当初予算成立日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。なお、令和６年度予算による補助事業に限り、改正前の様式による提出も有効とする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（注）協会が行う補助金の交付の申請にあたっては、「当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）」、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）」及び「法人等」を「協会」と読み替えるものとする。

別表第１

災害名	災害発生日	対象地域
令和六年能登半島地震	災害救助法適用日	石川県、富山県、新潟県、福井県
低気圧と前線による大雨に伴う災害 ※令和６年９月２１日から２３日にかけて発生した令和六年能登半島地震との関連性の高い災害をいう。	災害救助法適用日	石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

別表第２　伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

<table>
<tr><th rowspan="2">計画名</th><th rowspan="2">経費区分
（事業名）</th><th colspan="2">補　助　対　象　経　費</th><th rowspan="2">補助率</th></tr>
<tr><th>内容</th><th>項目</th></tr>
<tr><td rowspan="6">振興計画</td><td rowspan="5">後継者育成事業</td><td colspan="2">①後継者・従事者育成</td><td rowspan="2">1/2 以内

ただし、補助金を申請する特定製造協同組合等において、伝統的工芸品の製造を行う従事者が60 名以下又は企業（事業所）数が 20 以下の場合は 2/3 以内</td></tr>
<tr><td>研修講師謝金

研修講師旅費

研修旅費

研修教材等諸費</td><td>講師謝金

講師旅費

研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）

テキスト代(資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料</td></tr>
<tr><td colspan="2">②若年層等後継者創出育成</td><td rowspan="2">2/3 以内</td></tr>
<tr><td>研修講師謝金

研修講師旅費

職員旅費

研修旅費

実習・指導費等

広報費</td><td>講師謝金

講師旅費

事務局員打合せ旅費

研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）

実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、機器・道具類借料、車両借上費(複数の実習会場間移動限定)、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費

募集案内・ポスター作成費又は委託・外注費、発送費</td></tr>
<tr><td>技術・技法の記録収集・保存事業</td><td>企画会議費

資料収集費

記録メディア等、記録文献作成費</td><td>委員謝金、委員旅費、会場費、会議費

文献等購入費、作品購入費、文献等借料

専門家謝金、印刷製本費、記録メディア等・記録文献作成費、委託・外注費</td><td>2/3 以内</td></tr>
</table>

計画名	経費区分（事業名）	補助対象経費		補助率
		内容	項目	
振興計画	原材料確保対策事業	企画会議費 研究会費 原材料開発研究調査費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費 研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費 調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、委託・外注費	2/3 以内
	需要開拓事業	企画会議費 展示会開催等事前準備費 展示会開催等事業費 展示会等成果検討費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費 出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、委託・外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量） 検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費	2/3 以内
	意匠開発事業	企画会議費 意匠開発費 求評会開催等事業費 求評会等成果検討費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家委託・外注費（デザイン費等）、専門家旅費、新商品試作費 出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料 検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アルバイト賃金、印刷費、報告書作成費、翻訳費	2/3 以内

計画名	経費区分（事業名）	補助対象経費		補助率
		内容	項目	
共同振興計画	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	2/3 以内
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	
		展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、委託・外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量）	
		展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、資料印刷費、報告書作成費、翻訳費	
	新商品共同開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	2/3 以内
		新商品開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家委託・外注費（デザイン費等）、専門家旅費、新商品試作費	
		求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料	
		求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、報告書作成費、翻訳費	
活性化計画	活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		2/3 以内
連携活性化計画	連携活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		2/3 以内

計画名	経費区分（事業名）	補助対象経費		補助率
		内容	項目	
支援計画	人材育成・交流支援事業	講師謝金、講師旅費、研修教材費、資料収集費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・ SNS・開催要領・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等）、通信運搬費、借料及び損料、光熱水料、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費		1/2 以内
	産地プロデューサー事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、人件費及び振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発事業の補助対象経費とする。		1/2 以内
災害復興事業	生産設備等整備事業	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、災害により使用できなくなった設備・機器・道具等（塗師風呂、窯、ろくろ、刷毛、工具等。）の購入費（設置に係る費用を含む）及び修繕費（ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。）		3/4 以内
	原材料確保・試作品製作事業	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、災害により使用できなくなった原材料の購入費（災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。ただし、原材料は被災前１年間における使用量相当量以下に限る。）及び型等の試作・製作費 上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、委託・外注費		3/4 以内
	産地指導事業	職員旅費、通信運搬費、委託・外注費、その他本事業に必要な経費		定額 （10/10）

※　上記各事業については、ＥＣサイト等Ｗｅｂ上での事業も対象とする。

様式第１

番　　号
年 月 日

経済産業局長　殿

住　所
申請者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書

上記補助金の交付について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 21・03・02 財製第３号。以下「交付要綱」という。）第６条の規定に基づき下記のとおり申請します。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．伝統的工芸品の品目名（都道府県単位での製造地域）
【記載例】九谷焼（石川県）、江戸切子（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県）

２．計画名（ 事業名 ）　※災害復興事業の場合は、「災害復興事業（実施する事業名）」を記載のこと。
【記載例】振興計画（需要開拓事業、後継者育成事業：若年層等後継者創出育成）
活性化計画（活性化事業）
災害復興事業（生産設備等整備事業）

３．補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1)　補助事業に要する経費　　円

(2)　補助対象経費　　円

(3)　補助金交付申請額　　円

４．補助事業の内容
（別紙１）　事業計画書のとおり
※災害復興事業については、※災害復興事業 と記載のものを用いること。

５.補助事業に要する経費の配分
（別紙２）　経費計画書のとおり

６．補助事業開始及び完了予定期日
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

（注）１．消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額
２．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。
３．申請者の役員等名簿（別添）を添付のこと。ただし災害復興事業において、個人事業主が申請する場合はこの限りでない。

別添

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（別紙１）

事業計画書

１．申請者の概要

(1) 申請者名	
(2) 法人番号	
(3) 代表者の役職・氏名	
(4) 担当者の役職・氏名	
(5) 住所	
(6) Eメールアドレス	
(7) 電話番号	
(8) ファックス番号	

(9) 申請者の構成

	参画企業数（事業所数）	組合総企業数（事業所数）
指定産地組合		
指定産地組合以外		

※「参画企業数（事業所数）」には、**当該事業に参画する申請者**の企業数（事業所数）を記載。「組合総企業数（事業所数）」には、申請者が指定産地組合又は指定産地組合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸品の製造を行う企業数（事業所数）を記載。（連携活性化事業等、複数の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所属する指定産地組合ごとに記載。）

例：指定産地組合員（２社）と指定産地組合員以外（３社）で構成されるグループの場合。（指定産地組合総企業数１０社）

（例）	参画企業数（事業所数）	組合総企業数（事業所数）
指定産地組合	2	10
指定産地組合以外	3	

(10) 申請者の出荷額

※支援事業、産地プロデューサー事業は記載不要

	参画者出荷額	組合総出荷額
指定産地組合		
指定産地組合以外		
合計		

※「参画者出荷額」には、**当該事業に参画する申請者**の出荷額を記載。「組合総出荷額」には、申請者が指定産地組合又は指定産地組合を含む場合は、当該組合内における伝統的工芸品の製造を行う全体の総出荷額を組合総出荷額欄に記載。（連携活性化事業等、複数の指定産地組合等がある場合は、行を追加して所属する指定産地組合ごとに記載。）

２．計画・事業の概要

(1) 計画名　　振興計画の場合、第　　次振興計画

(2) 計画の実施期間　（西暦）　年　（月日）　月　日　～　（西暦）　年　（月日）　月　日

(3) 事業名

(4) 他の補助金への申請状況

			（補助金名）
A.同一事業		ありの場合	
B.他の事業		ありの場合	

３．申請事業内容

(1) 産地等の現状と課題

【現状と課題】

・現状について、産地の強み、弱み及びこれまで本補助金の活用に関わらず実施してきた取組を踏まえて記載。

・ただし過去の取組について、本補助金を活用したものであれば明記すること。

・その上で、産地の抱える課題を、優先度の高い順に具体的に記載。

(2) 目指す姿と課題解決への方針を踏まえた実施内容

事業名 1) 0

目指す姿と課題解決への方針

【目指す姿と課題解決への方針】
・今後の産地等の目指す姿について、組合（又は事業者）のビジョンを記載。
・目指す姿を実現するために、上段の課題をどのように解決し、現状をどう変化させていくか、取組方針を記載。

事業の取組内容

・事業内容について、具体的に**何をどこでどのように実施するのかを、明確に記載**。
　なお、現時点で決まっていること、未確定であることがわかるように記載し、未確定の部分は内容が明確になるタイミングやどのくらいの期間で取り組むのかも合わせて記載。**特に以下の事業は、**それぞれ設定された項目について、**具体的にどの程度の量で実施するか明記**し、補助金の交付を受けた際には実績報告時にその結果について明記すること。
　　後継者等育成事業・・・・・・・・・・・研修の回数及び補助事業期間内の受講者数
　　需要開拓事業・・・・・・・・・・・・・展示会等出展回数（ただし、展示会等への出展を実施しない場合は明記を要しないものとする。）
　　意匠開発事業・新商品開発事業・・・・新意匠・新商品の開発数
・**過去事業の成果分析を十分反映させた内容**とすること。
・**伝産協会事業（WAZA展等）への出展は本補助金の対象外**であることに留意すること。

事業の優位性

・事業毎に当該事業の新規性、先進性、独自性、独創性、効果的な工夫、緊急性、社会的ニーズ、将来性、戦略性等について説明。

事業実施期間とスケジュール

（西暦）	（月）	（月日）		（西暦）	（月）	（日）
年	月	日	～	年	月	日

・上欄に開始予定日、完了予定日を記載。
※補助対象となるのは、補助事業期間内までに支払いを完了したもの。
・下欄に事業全体のスケジュールを詳細に記載。
　例：○月　実行委員会
　　○月　パンフレット作成
　　○月　展示会

事業名 2) 0

目指す姿と課題解決への方針

【目指す姿と課題解決への方針】

・今後の産地等の目指す姿について、組合（又は事業者）のビジョンを記載。

・目指す姿を実現するために、上段の課題をどのように解決し、現状をどう変化させていくか、取組方針を記載。

事業の取組内容

・事業内容について、具体的に**何をどこでどのように実施するのかを、明確に記載**。

なお、現時点で決まっていること、未確定であることがわかるように記載し、未確定の部分は内容が明確になるタイミングやどのくらいの期間で取り組むのかも合わせて記載。**特に以下の事業は、**それぞれ設定された項目について、**具体的にどの程度の量で実施するか明記**し、補助金の交付を受けた際には実績報告時にその結果について明記すること。

後継者等育成事業・・・・・・・・・・・研修の回数及び補助事業期間内の受講者数

需要開拓事業・・・・・・・・・・・・・展示会等出展回数（ただし、展示会等への出展を実施しない場合は明記を要しないものとする。）

意匠開発事業・新商品開発事業・・・・新意匠・新商品の開発数

・**過去事業の成果分析を十分反映させた内容**とすること。

・**伝産協会事業（WAZA展等）への出展は本補助金の対象外**であることに留意すること。

事業の優位性

・事業毎に当該事業の新規性、先進性、独自性、独創性、効果的な工夫、緊急性、社会的ニーズ、将来性、戦略性等について説明。

事業実施期間とスケジュール

（西暦）	（月）	（月日）		（西暦）	（月）	（日）
年	月	日	～	年	月	日

・上欄に開始予定日、完了予定日を記載。

※補助対象となるのは、補助事業期間内までに支払いを完了したもの。

・下欄に事業全体のスケジュールを詳細に記載。

例：○月　実行委員会

○月　パンフレット作成

○月　展示会

事業名 3) 0

目指す姿と課題解決への方針

【目指す姿と課題解決への方針】

・今後の産地等の目指す姿について、組合（又は事業者）のビジョンを記載。

・目指す姿を実現するために、上段の課題をどのように解決し、現状をどう変化させていくか、取組方針を記載。

事業の取組内容

・事業内容について、具体的に**何をどこでどのように実施するのかを、明確に記載**。

なお、現時点で決まっていること、未確定であることがわかるように記載し、未確定の部分は内容が明確になるタイミングやどのくらいの期間で取り組むのかも合わせて記載。**特に以下の事業は、**それぞれ設定された項目について、**具体的にどの程度の量で実施するか明記**し、補助金の交付を受けた際には実績報告時にその結果について明記すること。

後継者等育成事業・・・・・・・・・・・研修の回数及び補助事業期間内の受講者数

需要開拓事業・・・・・・・・・・・・・展示会等出展回数（ただし、展示会等への出展を実施しない場合は明記を要しないものとする。）

意匠開発事業・新商品開発事業・・・・新意匠・新商品の開発数

・**過去事業の成果分析を十分反映させた内容**とすること。

・**伝産協会事業（WAZA展等）への出展は本補助金の対象外**であることに留意すること。

事業の優位性

・事業毎に当該事業の新規性、先進性、独自性、独創性、効果的な工夫、緊急性、社会的ニーズ、将来性、戦略性等について説明。

事業実施期間とスケジュール

（西暦）	（月）	（月日）		（西暦）	（月）	（日）
年	月	日	～	年	月	日

・上欄に開始予定日、完了予定日を記載。

※補助対象となるのは、補助事業期間内までに支払いを完了したもの。

・下欄に事業全体のスケジュールを詳細に記載。

例：○月　実行委員会

○月　パンフレット作成

○月　展示会

(3) 事業における数値目標（KPI）

・①、②及びこれまでの取組から得た成果等を踏まえた上で、今年度取り組む各事業の、法に基づく計画に記載している目標（値）及びそれに対して今年度事業で到達を予定している目標を記載。
・定量的な指標を用いて目標を立てること。
（例：新商品を●件開発する。展示会を開催し、商談●件を目指す。研修実施により●(いつ)までに●(誰・何人)が●(技術・レベル)を習得など。））

事業名	認定計画記載の目標	今年度事業での目標
0		
0		
0		

・前年度以前から本補助事業を活用し継続する事業については、当該事業が記載された計画において設定した目標（ＫＰＩ）の、申請時点での達成状況を記載のこと。
・今年度から開始する事業については、空欄のままとすること。

事業名	認定計画記載の目標 （●年度）	直近実績 （●年度）	達成率
0			
0			
0			

(4) 補助事業終了後の方策（事業の成果・効果）

1) 期待できる効果

・当該事業を実施することで期待できる効果。
・事業実施主体または産地全体に見込まれる効果等を記載。

2) 成果の活用・普及方法

・補助事業終了後に、本事業による成果・効果をどのように活用するのか記載。

3) 自主事業としての位置づけ、今後の事業展開の進め方

・補助事業終了後の自主事業としての位置づけ、継続的に事業展開を進めていくための事業手法等を記載

(5) 実施体制（別表）

（別表）

事業者の役割分担

1．産地の事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

2．産地外の事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

3．外部の専門家、委員等

氏名	所属・役職	業種	専門分野、役割、選定理由等

4．委託・外注先（想定する予定先がある場合のみ記載）

事業内容	契約予定日	契約予定期間	選定方法（指名競争・随意契約の場合はその理由も併記のこと）

（注）1．参加する事業者が組合・任意団体等の場合は、その構成員のうち実際に当該事業に参加する事業者名を記載した上で、「所属組合・団体等」の欄に当該組合名等を記載してください。

2．「業種」については、製造、卸、小売、コンサル等の別を記載ください。

3．複数産地が参加する事業であって、事業者が組合等に所属していない場合は、各事業者の伝産品名がわかるように「業種」の欄に伝産品名を追記ください。

4．必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

（別紙１）

事業計画書　※災害復興事業

1. 申請者の概要

(1)	伝統的工芸品の品目名	
(2)	法人番号	
(3)	申請者名	

（注：個人事業主の場合は個人氏名（屋号があれば、括弧書きとする））

(4) 補助対象事業者の類型　　当てはまるものに〇を打つ

ア		伝産法第４条第１項に定める特定製造協同組合等（産地を代表する組合） 組合名：
イ		伝産法第４条第１項に定める特定製造協同組合の構成員 所属する組合 名：
ウ		伝産法第４条第１項に定める製造事業者
エ		伝産法第４条第１項に定める製造協同組合等（特定製造協同組合等以外の組合、グループ等） 組合・グループ名：

※　伝統的工芸品の製造を生業としていることを示す資料を添付すること。

ア・エ：定款又は登記簿謄本、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿等、団体の性質がわかる資料

イ・ウ：事業概要、伝統的工芸品製造を生業としていることがわかる資料

(5) 代表者　　役職 [　　] 氏名 [　　]

(6)	担当者	役職		氏名	
(7)	被災した事業所の所在地	〒		住所	
(8)	現在の居住地（(7)と異なる場合）	〒			
(9)	担当者電話番号		-	-	
(10)	担当者 FAX 番号		-	-	
(11)	担当者電子メールアドレス		@		

(12) 通知方法

当てはまるものに○を打つ

	上記(11)メールアドレスに送付
	上記(7)被災した事業所の所在地に郵送
	上記(8)現在の居住地（一時避難先等）に郵送

(13) 【共有する生産設備等に係るグループ申請の場合】申請者の構成　（注：該当しない場合記載不要）

① 共有者の数　　名

② 共有者の情報

共有者名	法人番号

注：同意書を添付すること

2. 申請事業内容

(1) 事業名　（該当するものに○印）

	生産設備等整備事業	※設備、道具

	原材料確保・試作品製作事業	※原材料、試作

(2) 申請者の総出荷額（災害発生前の年間出荷額の合計）

	万円	（　　年　　月期）

※グループによる申請の場合、共有者全員の総出荷額

(3) 被災した設備等の状況

当てはまるものに〇を打ち、被害状況とそれに対応する添付書類の名称を記載ください。

	分類	被害状況（被害を受けた要因となる災害ごとに記載）	添付書類　※
	設備		
	道具		
	原材料		

※次のいずれかを添付すること。ただし公募申請時に確認が十分な書類が提出されている場合は交付申請における当該書類の提出は省略することができる。

①生産設備等の被害状況を撮影した写真とその写真の説明を記載した資料（自由様式）

②生産設備等に被害があったことが確認できる公的書類

③上記①及び②の書類では、個々の申請物品の被害状況が明らかにならない場合、申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入り文書（別添様式）

(4) 本公募事業の内容

当てはまるものに〇を打つ

	設備の購入もしくは修繕

	道具の購入もしくは修繕
	原材料の購入
	型等の試作・製作

ア　上記の詳細

設備・道具・原材料名	購入等数量	災害により失われた数量	被災前の通常の使用頻度（設備・道具）、年間又は月当たりの使用数量（原材料等消耗品）	伝統的工芸品の製造における用途	購入した場合の納入時期、修繕の時期（注：補助事業期間内に完了することが求められます。）	設置・使用場所（注：市町村名から始まる具体的な場所）

必要に応じて行を増やしてください

イ　型等の試作・製作の場合のスケジュール等（注：補助事業期間内に完了することが求められます。）

(5)　期待される効果・目標

(6)　実施体制（役割分担）

（別添様式）

令和　　年　　月　　日

○○経済産業局長　殿

住所

会社名
代表者
名

生産設備、原材料等の被災状況の報告に係る宣誓書

令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）に関し、事業計画書により報告した被災状況に、一切の虚偽がないことを誓約します。

＜被災した設備等の状況が把握できる資料の提出が難しい理由＞

代表者自署

（別紙２）

経費計画書

１.補助対象経費等

（単位：円）

経費区分	国庫補助事業に要する経費	国庫補助対象経費	自己調達資金等	国庫補助金交付申請額	備　考
合計					

※ ３．経費積算内訳のとおり。
※「国庫補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。
※「国庫補助対象経費」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。
※「自己調達資金等」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、「国庫補助金交付申請額」以外の額。
※「国庫補助金交付申請額」とは、「国庫補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

２.補助事業に要する経費の調達方法

（単位：円）

費　　目		金額
自己調達資金等		
	都道府県の補助金	
	市区町村の補助金	
	申請者の自己資金	
	その他（借入金・参加者負担金等）	
国庫補助金申請額		
合　　計		

３.経費積算内訳（国庫補助対象経費の算出基礎）

（単位：円）

経費区分（事業名）	費目	算出基礎					備考
		（経費内容）	（単価）	（員数）	（回数）	金額	
【記載例】需要開拓事業	企画会議費	委員謝金	8,000 円	5 人	2 回	80,000	
【記載例】原材料確保・試作品製作事業	原材料費	漆	15,000 円	30 kg	回	450,000	
合計							

※振興計画の後継者育成事業における①後継者・従事者育成、②若年層等後継者創出育成の内容は、それぞれ内容に、各々①、②と記載した上で記述すること。
※算出基礎の「(経費内容)」については、生産設備等・原材料購入の場合は購入する物品名を記載すること。
※委託・外注で行う経費は、備考欄に「委託・外注」と記載する。

様式第２

番　　号
年　月　日

殿

経済産業局長

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付申請のあった上記の補助金（事業名）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定により通知します。

記

１．補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付申請のあった令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。また、別表第１に定める災救法適用災害かつ災害救助法で定める災害発生日以降で交付決定の前に行われた特定製造協同組合等並びにその構成員、又は製造事業者が行う災害の復旧等に要する経費についても補助対象経費とします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

３．補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計とします。

５．（補助事業者）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 21・03・02 財製第３号。以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付。
（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。
（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
（４）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなります。

７．（補助事業者）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作

成しなければなりません。ただし、災害復興事業（生産設備等整備事業及び原材料確保・試作品製作事業）については、この限りではありません。
（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
（２）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

８．（補助事業者）は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により所轄経済産業局長に報告し、その指示に従わなければなりません。ただし、災害復興事業（生産設備等整備事業及び原材料確保・試作品製作事業）については、この限りではありません。

責任者：○○局○○課長　○○
担当者：○○、○○
電話：00-0000-0000(内線0000)
00-0000-0000（直通）

別添様式

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金における海外付加価値税還付報告書

上記の補助金（事業名）における海外付加価値税について還付をうけましたので、下記のとおり報告します。

１．補助金額（交付要綱第１８条第１項による額の確定額）　円

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　円

３．海外付加価値税還付額　円

４．補助金返還相当額　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

様式第３

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和　年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき申請します。

記

１．事業名

２．変更の内容

３．変更を必要とする理由

４．計画変更が補助事業に及ぼす影響

５．計画変更後の経費の配分

（単位：円）

経費区分（事業名）	国庫補助事業に要する経費		国庫補助対象経費		国庫補助金額		備　考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合　計							

６．変更後の経費の算出基礎

（単位：円）

経費区分 （事業名）	変更前計画		変更後計画		増減額
	金額	補助対象経費の内容	金額	補助対象経費の内容	
合　　計					

（注）１．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第４

番　　号
年　月　日

殿

経済産業局長

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認について

令和　年　月　日付け　　第　　号をもって申請のあった上記の補助金（事業名）については、下記のとおり承認します。

なお、本承認により令和　年　月　日付け令和　・　・　　第　　号「令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書」により通知した交付決定額を下記のとおり変更することとしましたので、交付決定通知書の２．ただし書きの規定により通知します。

記

１．補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和　　年　月　日付けをもって交付申請のあった令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書及び令和　　年　　月　日付けをもって申請のあった計画変更承認申請書記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	（変更後）	（変更前）
補助事業に要する経費	円	（　　円）
補助対象経費	円	（　　円）
補助金の額	円	（　　円）

３．補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、計画変更承認申請書記載のとおりとします。

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第５

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１２条の規定に基づき申請します。

記

１．中止（廃止）する事業名

２．理由

３．中止の期間（廃止の時期）

（注）１．申請する事業に応じて（　　）内を適宜修正すること。
　　２．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第６

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１５条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．事業名

２．補助事業の進ちょく状況

３．同上に要した経費

４．事故の内容及び原因

５．事故に対する措置

６．補助事業の遂行及び完了の予定

（注）１．事故の理由を立証する書類を添付すること。
２．補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。
３．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第７

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の遂行状況について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１６条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．補助事業遂行状況

２．補助対象経費の経費区分別使用状況

３．補助事業の効果

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第８

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和　　年　　月　　日付けで完了（廃止）しましたので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

１．伝統的工芸品の品目名（都道府県単位での製造地域）
【記載例】九谷焼（石川県）、江戸切子（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県）

２．計画名（事業名）

３．実施補助事業の内容
(1)事業参加者（別紙１　※災害復興事業については不要）
(2)産地の課題と事業の必要性
(3)実施方法・場所
(4)実施期間
(5)事業風景　※災害復興事業については省略可
（注１）事業毎に記載してください。
（注２）事業風景がわかる写真（対外的に公表可能なもの）を必ず添付してください。

４．補助事業の成果・効果
（注１）本事業で事業者及び産地等が得られた効果・成果を定量的に説明してください。
（注２）本事業で直面した課題・問題点及びその解決方法について記載してください。

５．補助事業の収支決算

（１）収　　入　　（単位：円）

費　　目		金　　額
自己調達資金等		
	都道府県の補助金	
	市区町村の補助金	
	申請者の自己資金	
	その他（借入金・参加者負担金等）	

国庫補助金	
合計	

（２）支　　出

(ｲ)総括表

（単位：円）

経費区分（事業名）	国庫補助事業に要した経費		国庫補助対象経費				補助率(B)	国庫補助金充当額			
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後計画額	実績額(A)		交付決定額	流用後交付決定額	実績額(A×B)	受けるべき補助額
合 計											

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額
また、「受けるべき補助額」の欄には、交付決定額（流用を行った場合は流用後交付決定額）と国庫補助金充当額実績額の、どちらか少ない額を記載すること。

(ﾛ)経費の内訳

総括表に準じて、各経費の実績の内訳を詳細に記載すること。

（単位：円）

経費区分（事業名）	費目	内訳					備考
		（経費内容）	（単価）	（員数）	（回数）	金額	
【記載例】需要開拓事業	企画会議費	委員謝金	8,000　円	5　人	2　回	80,000	日時、場所等
		委員旅費	20,000　円				日時、場所、回数等
			15,000　円			35,000	
	展示会開催等事業費	会場費	10,000　円		3　コマ	30,000	日時、場所等
合計							

（注）１．支出の内容・内訳等に応じて、適宜様式を修正すること。
２．事業実施状況写真（撮影年月日を明記したもの。）を提出すること。
３．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

別紙１

事業参加者

１．産地の参画事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

２．産地外の事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

３．外部の専門家・委員

氏　名	所属・役職	業種	専門分野・役割・選定理由等

（注）１．参画事業者が組合・任意団体等の場合は、その構成員のうち実際に当該事業に参画した事業者名を記載した上で、「所属組合・団体等」の欄に当該組合名等を記載ください。
２．「業種」については、製造・卸・コンサル等の別を記載ください。
３．複数産地が参加する事業であって、事業者が組合等に所属していない場合は、各事業者の伝産品名がわかるように「業種」の欄に伝産品名を追記ください。
４．必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

様式第８－１

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１９条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金　　円也

１．交付決定額：　　円

２．概算払受領済額：　　円

３．今回請求額：　　円

４．残　　額：　　円

（内訳は、別紙のとおり）

５．概算払を必要とする理由

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

（別紙）

（単位：円）

経費区分 （事業名）	交付決定額	概算払 受領済額	今回請求額	残　額
小　　計				
合　　計				

振込先金融機関名　　銀行／金庫　　支店

預貯金の種別　　普通・当座・通知・別段（該当するものに○印）

金融機関に登録した住所（〒）

口座名義

口座番号

様式第８－２

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金精算払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第１９条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金　　円也

１．補助金交付決定額：　　円

２．補助金確定額　　：　　円

３．概算払受領済額　：　　円

４．今回請求額　　：　　円

振込先金融機関名　　銀行／金庫　　支店
預貯金の種別　　普通・当座・通知・別段（該当するものに〇印）
金融機関に登録した住所（〒）
口座名義
口座番号

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第９

取得財産等管理台帳（　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、

（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、

（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱第２２条第２項に定める期間を記載すること。

様式第１０

取得財産等管理明細表（　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、

（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、

（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱第２２条第２項に定める期間を記載すること。

様式第１１

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

取得財産の処分承認申請書

令和　　年度の伝統的工芸品産業支援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

１．補助事業名

２．取得資産の品目及び取得年月日

３．取得価格及び時価

４．処分の方法

５．処分の理由

（注）１．補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記載すること。
２．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第１２

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第２３条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（経済産業局長が確定通知書により通知した額）
円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

４．補助金返還相当額（３．－２．）
円

（注）１．別紙として積算の内訳を添付すること。
２．課税事業者の場合であっても、単純に補助金の１０パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除による減額等の対象額ではない。
３．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第１３

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

伝統的工芸品産業支援補助金に係る実施効果報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、令和　　年度の事業における数値目標（ＫＰＩ）の達成状況について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第２４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．伝統的工芸品の品目名（都道府県単位での製造地域）
【記載例】九谷焼（石川県）、江戸切子（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県）

２．計画名（ 事業名 ）
【記載例】振興計画（需要開拓事業、後継者育成事業：若年層等後継者創出育成）
活性化計画（活性化事業）

３．ＫＰＩ達成状況

事業名	補助事業申請時に設定した補助事業中ＫＰＩ	令和　　年度実績	補助事業中ＫＰＩに対する達成状況（%）

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

様式第１４

番　　号
年　月　日

経済産業局長　殿

住　所
補助事業者
名　称

令和　　年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る産業財産権等取得等届出書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第２５条の規定に基づき届け出ます。

記

１．補助事業の名称

２．補助事業の概要

３．産業財産権の種類（番号及び産業財産権等の種類）

４．産業財産権の内容

５．相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

（注）１．補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記入すること。
２．申請する事業に応じて（　　）内を適宜修正すること。
３．本様式は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則

（通則）
第１条　補助金第４条第１項第６号③に定める産地指導事業の交付については、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

（用語）
第２条　この細則において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

（交付の申請）
第３条　協会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書に経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。
２　協会は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）
第４条　協会は、前条第１項の規定に基づく交付の申請、第７条の規定に基づく申請の取下げ、第９条第１項の規定に基づく計画変更の申請、第１２条の規定に基づく事故の報告、第１３条の規定に基づく状況報告、第１４条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告、第１５条第２項の規定に基づく支払請求、第１７条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第２０条第３項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）
第５条　大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第９条第１項の規定に基づく承認、第１２条の規定に基づく指示、第１５条第１項の規定に基づく通知、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令（第１７条第３項及び第１８条第４項の規定において準用する場合を含む。）、第１７条第２項の規定に基づく返還命令、第１８条第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令、第１９条第４項の規定に基づく納付命令（第２０条第４項の規定において準用する場合を含む。）又は第２０条第３項の規定に基づく承認について、当該通知等を電子メールにより行うことができる。

（交付の決定）
第６条　大臣は、第３条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を協会に送付するものとする。
２　第３条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。
３　大臣は、第３条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
４　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　協会は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）
第８条　協会は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
２　協会は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでもその閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）
第９条　協会は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。
（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な総意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
（３）補助事業の内容のうち細則別紙に定めるものを変更しようとするとき。
（４）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　大臣は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）
第１０条　協会は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随時契約をすることができる。
２　協会は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
３　協会は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
４　協会は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
５　大臣は、協会が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、協会は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
６　前５項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、協会は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）
第１１条　協会は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　大臣が第１５条第１項の規定に基づく確定を行った後、協会が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、協会が大臣に対し、民法（明治２９年法律第８９条）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下

「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、協会から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）大臣は、協会に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）大臣は、協会による債権譲渡後も、協会との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら協会と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて協会が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、大臣が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事業の報告）

第１２条　協会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第４による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１３条　協会は、補助事業の遂行及び収支の状況について、第４四半期以外の毎四半期終了後速やかに様式第５に定める状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第１４条　協会は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第６に定める実績報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月３０日までに、前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

３　協会は、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限を猶予することができる。

４　協会は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１５条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会に通知する。

２　大臣は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１６条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　協会は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第７による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第１７条　協会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第８により速やかに大臣に報告しなければならない。
２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
３　第１５条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）
第１８条　大臣は、第９条第１項第４号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
（１）協会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
（２）協会が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
（３）協会が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
（５）協会が、要綱別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
３　大臣は、第１項第１号から第３号又は第５号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項に基づく補助金の返還については、第１５条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）
第１９条　協会は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
２　協会は、取得財産等について、様式第９に定める取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
３　協会は、当該年度に取得財産等があるときは、第１４条第１項に定める実績報告書に様式第１０による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
４　大臣は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第２０条　取得財産等のうち、適正化法施行令第１３条第４号及び第５号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
２　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
３　協会は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）
第２１条　協会は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、

情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　協会は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。協会又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も協会による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２２条　協会は、要綱別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第２３条　大臣は、補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

２　協会は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第１１により速やかに大臣に報告しなければならない。

３　大臣は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

細　則　別　紙

細則第９条第１項第３号の規定により大臣の承認を必要とするものは、次のとおりとする。

補助対象経費の区分内で配分された額を、補助率の異なる事業に流用増減しようとするとき。

（様式第１）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成２１・０３・０２財製第３号。以下「交付要綱」という。）中、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第３条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

３．補助事業に要する経費　　円

４．補助対象経費　　円

５．補助金交付申請額　　円

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

７．同上の金額の算出基礎

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。
１．申請者の営む主な事業
２．申請者の資産及び負債に関する事項
３．補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
４．補助事業の効果
５．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
６．申請者の役員等名簿

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添
役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ	訓練　実施	S	30	03	04	M	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	代表理事
ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ	東北　一郎	S	35	01	01	M	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	専務理事
ｶﾝｻｲ ﾊﾅｺ	関西　花子	S	40	12	24	F	一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会	常務理事

（注）
　役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角１マス空け）、生年月日（半角で大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ，数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM，女性はＦ）、会社名及び役職名を記載する（上記記載例参考）。
　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

番　　号
年　　月　　日

名称及び代表者の氏名　　宛て

経済産業大臣名

令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付け第　号をもって申請のありました令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付け第　号で申請のありました令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費　　円
補　助　対　象　経　費　　円
補　　助　　金　　の　　額　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．（補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成２１年４月１日平成２１・０３・０２財製第３号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項若しくは第２項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付。
（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。
（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
（４）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方

消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．（補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。
（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
（２）前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

責任者：商務・サービスグループ文化創造産業課
伝統的工芸品産業室長　○○
担当者：○○、○○
電話：03-3501-1511(内線0000)
03-3501-0000（直通）

（様式第３）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援事業計画変更（等）承認申請書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第９条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第４）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援事業事故報告書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第１２条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故にかかる金額

３．事故に対してとった措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第５）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援事業状況報告書（第　四半期）

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（注）当該四半期までについて記載すること。

（様式第６）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援事業実績報告書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業
（１）補助事業の内容
（２）重点的に実施した事項
（３）補助事業の効果

２．補助事業の収支決算
（１）収　入　　（単位：円）

項　　目	金　　額
自　己　資　金 補助金充当額	
合　　計	

（２）支　出
（イ）総括表　　（単位：円）

区 分	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助率	補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額		交付決定額	流用後交付決定額	実績額
合 計										

（ロ）経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第１９条第３項の規定に基づき、様式第１０による取得財産等管理明細表を添付すること。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第７）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業振興補助金精算（概算）払請求書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第１６条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

（様式第８）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱産地指導事業細則第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付要綱第１６条による額の確定額）　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

４．補助金返還相当額（３－２）　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第９）

取　得　財　産　等　管　理　台　帳

区分	財産名	規格	数量	単　価	金　額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱細則第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱細則第２０条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１０）

取得財産等管理明細表（令和　年度）

区分	財産名	規格	数量	単　価	金　額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱細則第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付要綱細則第２０条第２項に定める期間を掲載すること。

（様式第１１）

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　住所
名称及び代表者の氏名

令和　年度伝統的工芸品産業支援補助金における海外付加価値税還付報告書

上記の補助金における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

１．補助金額（交付要綱細則第１５条による額の確定額）　円
２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　円
３．海外付加価値税還付額　円
４．補助金返還相当額　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること